

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

保険税の軽減対象期間

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が軽減されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※単胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の1ヶ月前から4ヶ月相当分が軽減されます。
多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が軽減されます。

令和5年	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年	1月	2月

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が軽減されます。
令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

 …対象期間

届出に必要な書類

- ① 「産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書」
- ② 母子健康手帳の写し
- ③ マイナンバーカード

届出先

真庭市役所 総務部 税務課 住民税係（TEL0867-42-1114）または各振興局地域振興課